

平成 28 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 4 回 理事会議事録

招集年月日 平成 29 年 3 月 8 日 (水)
開催日時 平成 29 年 3 月 29 日 (水) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 04 分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2 階 会議室 2
出席理事名 保立一男、今郡利夫、高安俊昭、柳堀弘、大槻邦夫、伊豆義隆、信太俊浩、花田三男、
中嶋正子、千葉千恵子、原直俊、坂下弘之、仲本守、菅谷久子、齊藤幸治、卯月秀一
(書面による意見書の提出 小島真知子、加藤義一)
出席監事名 中山照明、日高勝利

定刻通り、平成 28 年度第 4 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催。

理事総数 18 名中 16 名の出席、加えて書面出席 2 名により、定款第 12 条第 5 項に定める定足数を充たし、理事会が成立していることを確認した後、保立会長から挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・保立一男(会長)

議事に先だって、議長が次の者を議事録署名人に指名した。

・花田三男(理事)、中嶋正子(理事)

○議 事

議案第 1 号 任期満了に伴う評議員の選任候補者推薦及び評議員選任委員会の招集について

(事務局：相良) 神栖市社会福祉協議会の評議員は、これまで理事会において選任し、会長が委嘱するという形でしたが、平成 29 年 4 月 1 日以降の評議員につきましては新定款に基づく選任となり、評議員選任・解任委員会を置き、その委員会で評議員を選任するという事で定款も改められたところでございます。また、評議員選任規程の改正もされまして、評議員候補者を理事会で決定し、その候補者について評議員選任・解任委員会に諮るという内容で、本日理事会閉会後に開催予定となっております。

新定款においても評議員の定数は 40 名までとなっております。この 40 名に関しましては、いずれも評議員選任規程に定められた選出区分にそれぞれ規定のある選出母体宛に後任者の推薦依頼をさせていただきました。その結果、名簿の No. 1 から No. 38 まではそれぞれの選出母体からご推薦をいただいた方々です。No. 39、No. 40 の行政関係者につきましては、社会福祉協議会と関係のある市地域包括支援課、市障がい福祉課から 4 月 1 日予定の人事にもとづいて候補者を挙げさせていただいたところでございます。候補者 40 名のうち 11 名が新しく選任された方です。No. 26 の方は備考欄に「再」と記載されていますが、1 期前に評議員として選任されており、再度推薦された方となっています。以上、40 名の評議員候補者について、評議員選任・解任委員会に提出してよろしいか議決をいただくもので、よろしく願いいたします。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 17 名、反対 0 名で議決された。

議案第 2 号 会員規程の一部改正について

(事務局：相良) 神栖市社会福祉協議会の会員制度は、法人化以来 1 口あたりの金額については変更してきていませんでしたが、今年度開催しました「発展・強化計画策定委員会」の中で、特に自主財源の確保という部分で会員増強については委員の皆様から広く意見をいただいたところでございます。具体的な取り組み項目といたしまして、現在 1 口 5,000 円としている特別会員の会費額を見直し、できるだけ加入しやすい形態にすることと、これまでの一般会員、特別会員、法人会員に加えて新たに「団体会員」とい

う会員種別を設けることが掲げられています。今回の規程改正は、改善計画の動きに合わせ新しいルールで平成29年度から会員募集を行っていくというものでございます。具体的には資料P.6にあります改正案で赤字標記をしているところが新たに追加したものです。第2条会員の種別で(3)団体会員を創設し、本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加、協力及び支援するボランティアグループ、サークル、市民団体を想定して、社協に登録されているボランティアグループや事務のお手伝いをしている福祉団体などに加入の呼びかけをしていきたいと考えております。会費額については第3条で見直しをしております。(2)特別会員については、5,000円から「2,000円以上」と少し下げること、できるだけ多くの世帯の方に一般会員から特別会員へ移っていただけるようお願いをしていきたいと考えています。また、団体会員の会費については、「年額3,000円以上」という形でご案内をしていく予定です。併せまして、これまで1口いくらという標記をしていた会費額の定めについては、いずれも「〇〇円以上」という形にして、1口単位での加入ではなく、少しでも気持ちを上乘せして社協会員になっていただけるような形態に改正していきたいと考えています。会員規程については明日開催されます評議員会の中でも議決をいただいた上で、平成29年4月1日から平成29年度の会員募集として実施していく予定としています。

一質疑一

(柳堀理事) 資料P.6にある改正案について、改正後の条文(案)の中にある(3)団体会員の説明文で、「強力」と標記されていますが、これは「協力」の間違えではないでしょうか。

(事務局：相良) 大変失礼しました。字が間違っておりましたので、「協力」と修正して再提案させていただきます。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成17名、反対0名で議決された。

議案第3号 経理規程の一部改正について

※事前に資料が送付されているため、説明は重要事項のみ。

(事務局：相良) 定款改正をはじめとする社会福祉法の改正によりまして、会計の仕組みも一部が変更されております。具体的には厚生労働省の方で社会福祉法人の会計基準が改正されまして、それを受けて全国社会福祉協議会が全国一律で市町村社協向けに作るモデル経理規程も大幅な改正が図られました。今回の経理規程改正案は、いずれも全社協が示した「社会福祉協議会モデル規程」に準じた形での改正となっております。

【詳細の内容は、資料P.8～P.21に沿って説明】

- ・第4条で事業区分、拠点区分としていたところにサービス区分を追加。
- ・第5条で財務諸表と称していたものを計算関係書類及び財産目録に変更する。
- ・決算に関する部分で第56条～第59条を新たに追加。
- ・第61条では計算関係書類及び財産目録の公開を明記。
- ・第12章社会福祉充実計画についての件を追加。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成17名、反対0名で議決された。

議案第4号 委員会の規程の一部改正について

議案第5号 事務局規程の一部改正について

議案第6号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

議案第7号 苦情解決に関する規程の一部改正について

議案第8号 役員選任規程の一部改正について

※定款変更に伴う条文の改正案であるため、上記5件を一括で審議することとなった。

(事務局：相良) 本会新定款は12月に開催された理事会、評議員会で議決され、平成29年1月31日付けで所轄庁(神栖市)の認可を受けたことにより、関連規程の各条文の整理を諮るものです。委員会規程、

事務局規程、常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程、苦情解決に関する規程については、参照すべき定款の条文が変更されたため、その部分のみ改正を図ります。資料P. 25は役員の選出構成を決める別表となっていますが、これまで選出区分の4で地域女性連絡協議会となっていた部分について、会が解散し、現在は更生保護女性会となっていますので、変更していくものとなります。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成17名、反対0名で議決された。

議案第9号 財政調整積立金の一部処分にかかる平成28年度補正予算(案)について

(事務局：相良) 今回、本会が所有する財政調整積立金のうち、300万円を処分する理由ですが、本会の平成28年度収支につきまして、収入は指定管理事業のデイサービスセンターのぞみ、福祉作業所きぼうの家を含めて概ね予算通り確保出来る見込みとなっております。デイサービスセンターのぞみについては、当初の見込みほどの利用はいただけていない状況ではありますが、収入の範囲内で支出を工面することができる見込みです。福祉作業所きぼうの家と合わせましても、支出超過となる状況は考えられず、場合によっては一部本部に繰り入れを行える状況でもあります。その他の事業についても、概ね収入の範囲での執行となっております。これまで理事会の中で協議をいただいていたような支出超過を補填するための財政調整積立金の取り崩しという事態にはなっておりません。しかし一部の収入、特に障害福祉サービスにかかる収入は、入金サービス提供月から2ヶ月遅れとなる関係で、手持ちの支払資金が年度末から年度始めにかけて不足する状況となっております。今回の財政調整積立金の取り崩しは、一時的な支払資金の不足に対応するためのものです。現在保有している財政調整積立金は1,000万円ですが、今回300万円の取り崩しをさせていただきたく、この案件につきましては、明日の評議員会でもお諮りする予定となっております。

取り崩したお金の使い途ですが、資料P. 27に社会福祉事業区分補正予算書(案)として記載しました。今回補正で提案しているのが、その他の活動による収支の積立資産取崩収入として財調取り崩しを300万円、取り崩した300万円については、予備費支出へ戻入いたしまして、資金不足に対応していきたいという内容の提案であります。

一質疑一

(中山監事) 平成29年4月以降の入金ということは、当然未収金となりますが、その金額は確定しているのでしょうか。

(事務局：相良) 資料P. 27下段にある※印で概ね見込まれる未収金額を試算しております。神栖市受託事業の一部が全期終了した上で受託金をいただける分として170万円程度、他に茨城県国保連から介護報酬の2月、3月分が少なくとも1,300万円程度が未収金となります。今回、財調の取り崩しを行いますが、4月以降で予定していた入金が確認できて、支払資金の用途が立てば直ちに戻す計画も立てておりますので、その部分も含めてご審議いただければと思います。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成17名、反対0名で議決された。

議案第10号 平成29年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

(事務局：荒井) 別資料「平成29年度事業計画書及び収支予算書(案)」に沿って説明させていただきます。事業計画の基本方針としまして、平成29年度は第4次地域福祉活動計画(平成27年度～平成31年度)の3年目となります。本会に求められる地域福祉を推進する中核的な専門機関としまして、その役割をさらに発揮して、地域住民の皆様の安心した暮らしを応援していく内容となっております。また、今年度策定いたしました発展・強化計画の実施初年次となっておりますので、事業展開を支える財政基盤の強化をはじめとする各取り組みを計画的に実施してまいります。活動の中心はこれまでに引き続きまして、行政や他機関では取り組むことが困難な課題に対応していく中で、支援の手が届きにくい分野の福祉向上を図るものでございます。福祉サービスを必要とする地域住民の皆様立場に立って課題解決に

向けて必要な各事業を行政や関係機関、そして地域で共に暮らす住民の皆様に協力をいただく中で、平成29年度から新たに、また重点的に取り組む事業につきまして4つ掲げています。

- ①生活困窮者自立支援事業を神栖市より受託。増加する生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で自立支援に向けた相談支援を行う。相談窓口では個別の支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う。
- ②労働者派遣事業では、これまで市の福祉部局3課（社会福祉課、地域包括支援課、障がい福祉課）へ各1名ずつ職員を派遣していたが、新たにこども課を加えた4課に社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格を有した職員を派遣する。
- ③市地域包括支援課が設定する日常生活圏域（3圏域）の中の第1圏域に引き続き担当コミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、新たに2つ目の圏域に同じくコミュニティソーシャルワーカーを配置することに着手し、住民の皆様の生活課題に対して具体的に支援していく体制作りに取り組む。
- ④福祉後見サポートセンターかみず（平成28年4月設置）においては、法人後見受任を積極的に展開するとともに、市民への啓発にも取り組み、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など特に支援が必要な方の権利を守る活動として充実を図る。

—質疑—

（卯月理事） 別資料P.2にある、地域福祉推進会議（仮称）の設置検討とありますが、具体的な内容を教えてください。

（事務局：橘田） 地域福祉推進会議につきましては、生活課題を抱える対象者の年齢や障害の程度、種別にとられることなく、各関係機関が関わることができる総合会議のようなものを設置していきたいと考えております。現在、市の福祉部局は地域包括支援課、障がい福祉課、社会福祉課、こども課など、専門機関として分かれております。1つの世帯の中に、認知症高齢者と精神障害者が含まれる世帯や生活保護を受給しながら子育ての課題を抱える世帯などに対する支援は関係各課の連携が非常に重要でありますので、市が設置する会議の中に社協が協力させていただくことや、必要があれば社協が舵取り役となって会議を招集して実施していきたいと考えております。

（卯月理事） 市の方でも各課の横断的な取り組みを平成28年度から始めていますが、社協も市が開催する会議に参画していただけるという形で捉えてよろしいでしょうか。

（事務局：橘田） その通りです。

（柳堀理事） 基本方針に重点的に取り組む事業が記載されています。その中にある「地域包括支援センターが設定する3つの日常生活圏域…」とあり、その圏域とはどのように区割りされているのでしょうか。

（事務局：橘田） 市地域包括支援課が福祉コミュニティづくりと併せて生活課題を抱える高齢者世帯の支援をしていくにあたり、神栖市を大きく3つの領域に分けております。これは、鹿嶋市に近い方から第1圏域、中心部を第2圏域、旧波崎地域を第3圏域と称して、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置しております。社協でも、障害者、児童、生活困窮、高齢者の垣根を越えて、相談援助のできる職員を1圏域に1人ずつ配置していこうという考え方です。

（柳堀理事） その圏域も結構広いと思いますが、担当のコミュニティソーシャルワーカーは何人ほど配置されるのでしょうか。

（事務局：橘田） 1人ずつです。

（柳堀理事） 1人で全てカバーできるのでしょうか。

（事務局：橘田） 1人で全てを担うということではなく、それぞれの圏域に設置されている高齢者相談センターをはじめ、担当地区の民生委員さんや行政区の区長さんとの連携が取れる形となっておりますので、各圏域に1人ずつ職員を配置して全体的にカバーしていこうという考え方でいます。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成17名、反対0名で議決された。

議案第11号 平成29年度 社会福祉事業経理区分 収支予算(案)について

議案第12号 平成29年度 公益事業区分 収支予算(案)について

※上記2件は同様の予算案であるため一括で審議することとなった。

(事務局：相良) 只今、議決をいただきました平成29年度の事業計画を実現していくためのお金の動きを表したものが収支予算案でございます。平成29年度の事業計画に基づいて、収支予算案を策定したところでありますが、今回は実際に事業計画の実現に向けて社会福祉協議会が保有している積立資産の一部を活用する形での予算案となっていることをまずご説明いたします。

いくつかの積立金の処分が予算案に含まれていますが、1点目が財政調整積立金です。先ほど今年度の補正予算の部分でも300万円の取り崩しということで議決いただいたばかりですが、平成29年度の当初予算としても400万円の処分を計上しています。主な理由として、神栖市へ要望しておりました法人運営費助成金が当初の要望額に対してマイナス400万円での内示を受けました。これは要望額の概ね5%がカットになったという状況です。何らかの形で財政補填が必要ですので、そのための活用策として不足する財源に当てるための取り崩しとなります。ただし、あくまでも処分の限度として最大400万円までの取り崩しを見込むということで、当初予算に計上しています。平成29年4月以降、収支の状況を逐次確認しながら必要最低限の取り崩しで収められるように経営努力を継続していきます。

2点目は、福祉活動基金の取り崩しです。平成29年度当初残高は1億4千万円ですが、そのうち200万円を平成29年度に取り崩す予算を立てました。主な理由は、自主事業の拡大・充実のための財源として活用していくものです。特に、福祉後見サポートセンターかみずや福祉感謝会については、「発展・強化計画」の中でも充実強化という方針が出ていますので、そのための財政的な基盤の強化として、福祉活動基金を活用させていただきたいと考えました。併せて、これまで基金の運用益、利息で行ってまいりました各ボランティア団体への助成についても、昨年に引き続き、低金利の状況が続いておりますので、助成のための直接財源として原資を活用させていただきたいという内容です。

別資料P.10は、P.11以降にある事業区分ごとの予算積算の総括表となっております。いずれも平成29年度の予算ですので、新しい経理規程に準じた形でサービス区分まで記載しています。社会福祉事業区分には社協自主事業から職員退職手当積立事業まで8本の拠点区分を設け、それぞれ必要に応じてサービス区分を設けております。

社協自主事業については、114,026,000円で予算編成をしております。長期休暇中障がい児預かり事業につきましては、受託事業であった知的障がい児放課後支援事業の今年度末の終結と併せて事業終了となりますので、平成29年度予算は0円です。

受託事業については、受託する事業ごとにサービス区分を設けております。日常生活自立支援事業は茨城県社協から受託する事業で、精神障害者デイケア事業からは神栖市から受託する事業となっております。概ね平成28年度と同程度での受託を予定しているところですが、生活困窮者自立支援事業は新たに神栖市から受託する事業となります。こちらは職員設置費も伴った受託となりますので、金額的にも非常に大きく、12,102,000円での受託を予定しております。知的障がい児放課後支援事業については平成28年度をもって事業終了となり、予算額は0円です。受託事業全体では、29,944,000円の当初予算となりまして、新規の受託事業がある分、今年度の予算よりも大幅に増額で予算編成をいたしました。

障害者計画相談事業は、障害者がサービスを利用する上でのケアプラン作成に係る収入とそれに対する費用の拠点区分となります。契約件数やモニタリングケースが増加しておりますので、平成28年度に比べると多めで予算編成をいたしました。

ホームヘルプサービス事業は、それぞれの制度ごとでサービス区分を分けており、合わせて8,990,000円で予算編成をいたしました。ホームヘルプサービス事業所については、市内に多くの事業所が育っておりますので、本会の事業実施規模については、年々縮小していく計画となっております。

指定管理で行う障害者デイサービス事業は、41,856,000円で予算を編成いたしました。指定管理5年中の4年目の実施となりますが、今年度の利用者数をふまえ、利用想定10.3名で見込み、それに見合った支出計画を立てさせていただきました。もう1つの指定管理事業である福祉作業所きぼうの家については、こちらも4年目となりますが、利用の見込みを少し増やしております。年度始めは特別支援学校の卒業生が複数名きぼうの家を利用したいということで、すでに卒業式が終わり、通所されている方も

いらっしやいます。

基金積立事業と職員退職手当積立事業については、社会福祉協議会が持っている積立金の収入支出を管理する拠点区分として設けているものです。基金積立事業の中では、福祉活動基金のうち、先ほど説明させていただいた200万円の処分が含まれた予算編成となっております。

公益事業区分は、福祉用具貸与事業と労働者派遣事業の2つの拠点区分で構成されております。労働者派遣事業については、平成28年度までは社会福祉事業で収支予算を組んでいましたが、平成29年度からは位置づけが変わり、公益事業で取り扱うことになりました。予算規模については、前年度に比べて9,858,000円増額となっておりますが、派遣職員が1名増員となったことと、これまでは派遣契約の形態が職員設置に係る実費だけであったものが、派遣先と協議をしまして、派遣に係る費用の概ね5%を派遣事務手数料という収益として見込む予算となりました。その関係で収益事業扱いとなって、法人税の請負業として課税対象になります。通常の会計とは別経理をする必要がありますので、公益事業区分として区分を移動して予算編成をいたしました。公益事業の予算額は34,011,000円です。

社会福祉事業区分と公益事業区分を合わせた法人全体の平成29年度予算額については、274,515,000円で編成いたしました。

一質疑一

(柳堀理事) 別資料P.10の総括表にある知的障がい児放課後支援事業の平成28年度予算額として4,669,000円とありますが、別資料P.11にある受託金収入の知的障がい児放課後支援事業の予算額は3,585,000円となっております。この違いは何か理由があるのでしょうか。

(事務局：相良) この拠点区分、サービス区分の構成につきましては、受託金収入だけで構成される区分もあれば、実際にその事業を運営していく上で、受託金に加えて一部社協の財源を持ち出した形で職員の設置を図ったり、支出に充てる予算措置が必要な拠点区分もあります。ファミリーサポートセンター事業などは予算額が受託金収入と同額となっておりますが、知的障がい児放課後支援事業については、事業に係る正規職員の従事割合に応じた人件費などもサービス区分の中で予算編成をしていた関係から、受託金収入に加えて事業運営に必要な収支を加えた形で予算を編成しております。

(中山監事) 別資料P.19に当期資金収支差額合計として-4,369,000円と記載されています。これは全体の収入と支出の差ですよ。これは提言です。事業をするにあたって、年度の予算でいきなり赤字でやりますよと言ったら、これは士気が上がらないと思うんです。4,369,000円のマイナスとなる大部分は市からの補助金が減ったということになっているんですよ。市が減らしたというのであれば減らした中で、本当であれば、マイナスにするのではなくて、せめて白字、イーブンになれる創意工夫が必要ですよ。結果は別ですよ。企業だってそうです。赤字でやりますよと言ったら、株価は下がりますから。収支は途中でマイナスになることもプラスになることもありますよ。私の想いとして、今後検討する意見として聞いていただければと思います。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成17名、反対0名で議決された。

(事務局：橘田) 会議閉会前に事務局から事務連絡がございます。4月以降の介護の予定ですが、平成29年5月中旬頃に、監事による監査を行い、次回の理事会は5月下旬の開催を予定しております。改正後定款に基づく最初の理事会になるとともに、役員の皆様の任期中最後の会議となりますので、ご出席の程よろしく願いいたします。現役員任期は、平成29年6月の定時評議員会までとなっております。新役員の選任は、この定時評議員会において行う予定です。4月に入りましたら、皆様の所属される各団体宛に、改めて推薦依頼等の手続きをお願いする予定ですが、何かご不明な点等ございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

以上をもって、平成28年度第4回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。